

1. はじめに

幣塾では今年を第一次世界大戦開戦100周年記念特集年と定め、数回に亘り研究を続けてきた。ここ100年間で戦車・航空機・潜水艦・水上艦艇などの兵器が激しい速度で日進月歩して来た。20世紀初頭に発明された航空機は第一次世界大戦でも投入され、当初の任務は偵察にあったが、短時間で機関銃を搭載した戦闘機と成った。つまり、空中戦を主任務とする様になった。又、現在の最新鋭と言われるF22ステルス戦闘機が「イスラム国」の空爆に参加してデビューした。

ここ数年、尖閣諸島を巡る日中の緊張関係が続く中専門家を交えて、航空機を中心とした航空戦略に関する考察を行った。特に中国の防空識別圏の設定等に伴う昨年以降の主要な日中航空戦を巡る史実を分析しながら中国空軍と航空自衛隊の能力比較なども行った。

2. 平成25年1月以降の主要な日中軍用機の行動について

(1) クロノロジー

H25年1月10日: J7・J10 計10機 尖閣接近 F15スクランブル(緊急発進)

1月30日: 中国海軍艦艇、海自護衛艦に対し射撃管制用レーダーを照射。

4月23日: SU27・J10 延べ40機 尖閣接近

11月23日: 中国 防空識別圏の設定を発表

11月23日: 中国の情報収集機2機飛行 F15スクランブル

11月25日: 米国防総省、中国防空識別圏を認めず

11月26日: 米 B52当該識別圏を飛行 中国のスクランブル無し

11月27日: 中国 台湾に結束呼び掛け

11月29日: 中国 「日米機緊急発進」と発表

11月29日: 日本 上記発表を否定

12月02日: 台湾 「中国 日米機に緊急発進するも台湾機にせず」と発表

H26年1月23日: 中国空軍「侵入機に音声警告」時期・対象国不明と発表

2月01日: 解放軍放「1月30日緊急発進」対象国不明 と発表

5月24日: 中国 SU27×2機 空自機・海自機に異常接近 F15スクランブル

5月29日: 中国国防部「11月23日 空自 F15が10mまで接近」と発表

6月11日: 中国 SU27×2機 空自機・海自機に異常接近 F15スクランブル

6月12日: 週刊文春(6月19日号)「中国軍機スクランブル・ロックオンした」

8月19日: SU27 南シナ海で米対潜哨戒機に異常接近

(2) 分析 1 「軍用機の日米・中比較」

ア. J7・J10・J11・SU27とは？

- * J7は MIG21 (第2世代)をベースとした中国空軍の主力戦闘機である。
文化大革命以前の戦闘機で、第3世代対応の技術者は肅清された。
- * J10はイスラエル機(ラビ:F16をベースとして3機のみ開発された)を購入し、これをベースとして開発したが、「ようやく飛べる」と言うのが実態である。
- * J11は SU27をベースとした戦闘機で、中国は1992年から2002年に掛けて、20機の単座型 Su-27SK(フ兰卡ーB)と6機の複座型 SU-27UBK(フ兰卡ーC)を、22機の SU-27(SK16機、UBK6機)を追加購入し、1996年までに中国へ送られている。更に2002年に中国空軍の教育用として SU-27UBK28機が中国に送られている。

イ. 中国軍機の実態

- * 中国軍戦闘機の開発技術は第3世代の技術者不在であり、第3世代の軍用機は事実上無し。第4世代機と言われる J10・J11・SU24・同(コピー)も耐久期間が先進国機の約1/5と言われる。中国のコピーは劣化コピーであり、特にロシアはエンジンを中国に渡していないために、J7を除きコピー機は『やっと飛んでいる』と思われる。今年の5月頃から現れた SU27機はプーチン大統領の訪中の土産ともみられており、従来機よりも性能がアップしているものの最新鋭機の域には無く特にエンジンは致命的である。宇宙開発でも同様に技術は全てロシア製と言われている。(5. 24と6. 11に現われたSU27×2機は同一機であり、実際には2機あるのみかも知れない。
- * ロシアの SU27機は空中戦で撃墜された記録は無いが、墜落事故が散見される。2002年にウクライナ航空ショーに於いて公衆の面前で墜落し、世界に赤恥を晒した模様である。

ウ. 西側諸国の戦闘機の実態

- * F15は1機も撃墜されていない。F15とSU27の実戦歴はない。
- * F2はF16をベースに日米で共同開発したが、F2の性能はF16を凌駕している。この為に、130機で生産中止と成った。因みに、イスラエルのラビも3機で生産中止になったのも同様の経緯がある模様である。(アメリカの思惑?)

(3) 分析2 「パイロットの技量とは？」

- * 2001年4月1日の海南島事件は衝撃的であった。海南島付近の南シナ海上空でアメリカ合衆国と中国の軍用機が空中衝突した事件である。中国側の戦闘機(J8 II)は墜落しパイロットが行方不明になり、アメリカ側の電子偵察機(EP3E)も損傷し海南島に不時着したものの中国側に身柄を拘束された。この事件のため一時的に米中関係の軍事的緊張が高まることとなった。
- * 戦闘機のパイロットの技量の最高レベルは、低速機にも随伴又は並行して安定

した飛行が可能であることである。白バイがマラソン等で先導するあの技量に共通する様だ。日本のパイロットは可能だが中国のパイロットには出来ない模様。

- * これまで中国は尖閣や海自機・空自機(何れも情報収集機で低速)に接近するが並行飛行できず通り過ぎる。そこにF15がスクランブルで接近すると蜘蛛の子散らす様に退散する。パイロットは相手のパイロットをパッと見るだけで相手の技量がわかるので中国パイロットは姿を見せたくない。昨年11月中国の情報収集機2機が日中の重なる識別圏内を飛行したために F15がスクランブルし、中国のパイロットの顔がはっきり見えるほどに同機に対して低速で並行飛行した時は、びっくりしただろうと推測できる。

(4) 分析3 「防空識別圏設定とは？」

- * 中国は昨年11月23日に「防空識別圏の設定」を発表した。防空識別圏は自国の領空を護るために必要な措置(緊急発進＝スクランブル)を取るための空域である。従って、設定したならば必ず『緊急発進』し必要な措置を取るべきである。因みに、昨年11月26日米軍の B52を以て設定したと言われる「防空識別圏」を飛行したが、中国軍の緊急発進は無かった。だがその後、台湾を巻き込んだり、有りもしない緊急発進をしたと発表したり、解放軍放(軍の機関紙)で発表したりして糊塗した。中国は台湾に接近し、親中派と言われる「馬英九総統」に、「中国軍機は日米機に対して緊急発進したが台湾機に対してはやらなかった」等と嘘を言わせた。今年の6月19日号の週刊文春では「記者名はなく」「中国軍機がスクランブルし、ロックオンした」という記事が出たが、中国国防部にリンクした日本人記者(氏名は伏せる)に嘘を言わせた模様である。
- * 中国は「防空識別圏」を設定したもののスクランブル出来ない状況にあると推察される。
- * 実は羅援(元陸軍少将)(元軍事科学院世界軍事研究部副部長)(退役後は中国軍事科学学会副秘書長・国戦略文化促進会常務副会長・全国政治協商会議委員等)が、空軍に対して「防空識別圏設定」を提言し、態勢無き空軍では「嫌々ながら」設定した模様である。解放軍内での対立が根底に？

(5) 分析4 「我が国にとっての海南島事件の意味するもの」

- * 中国軍機が墜落しパイロットが行方不明になり、アメリカ軍偵察機は大きな損傷を被り至近の海南島の飛行場に不時着した。搭乗員は中国当局によって身柄を拘束されたが、米中両国政府はこれ以上の軍事的対立のエスカレーションは望まなかった為に約50日後に機体返還の合意が発表され事件は決着をみた。アメリカ軍電子偵察機は不時着までに収集した情報などは抹消したと思われるが、中国側によって機体調査が行われた為、アメリカ軍は偵察システムの変更を余儀なくされたともいわれている。

* 若し、今後我が国の偵察機や情報収集機に対して中国軍機の無謀な衝突等に依り我が自衛隊機が中国領内に不時着したならば機体の返還や技術・情報の保全を巡り極めて厄介な状況となるだろう。或いは中国の無人機等が尖閣諸島又は領海内に墜落又は不時着したりすれば、中国側は我が領域だとして無人機の回収に乗り出すことが十分予想される。我が国にとってはグレーゾーンに関わる事態に対して対応が複雑になり、或いは軍事的緊張が高まる可能性は大きいだろう。

3. その他の事象に関わる分析

(1) 分析5 「中国空母(遼寧)の動向及び脅威認識について」

* 中国空母の速度は20ktと戦闘艦としては遅い。空母は風上に向かって高速で進み、搭載機はその風上に向かって離陸する。だが、20ktでは余りにも遅すぎる。エンジンに問題があり、中国の戦闘艦は殆どが20kt台である。従って現段階では脅威の対象ではない。

(2) 分析6 「中国軍はステルス機開発を超高に唱えているが実態は如何に」

* 形状はステルス的であるが、問題は素材と技術である。素材は無く先端的技術も未だ有していない。

* アメリカがF22を日本に渡さないのも、素材を知られたくないからであろう。

(3) 分析7 「行方不明になったままのマレーシア航空機のなぞ」

* 同機のマレーシア人機長は、社内や体制内では亜流として扱われ、劣悪な条件下に置かれていた。又、マレーシアのレーダー網は貧弱であり、死界が多い。恐らく深海に沈んでいるだろう。これ等の状況からほぼ垂直に海面に突っ込んだと思われ、機長の「確信犯」と見られる。

(4) 分析8 「北朝鮮軍の航空機及び宇宙開発の能力は如何に」

* 中国は文化大革命で第3世代の技術者が文革で肅清されてしまったが、北朝鮮には残存したため、想像する以上に着実な能力は有しているものと思われる。だが、軍事力を支える経済力が貧弱なためその開発速度は早くない。

4. 孫子の考察

(1) 航空機などの兵器整備は、孫子の第1篇(始計篇)の『五事七計』の天や法で整えるべき事を暗に述べている。

(2) 第2篇(作戰篇)の冒頭で武器・兵器の事を述べ、次項で「善く兵を用うる者は、役は再び籍せず、糧は三度は載せず。用を国に取り(武器兵器は本国から送る)．．．。」と述べ、**国産に頼ることを強調**している。だが一方、「敵の貨(装備品)を取る者は利なり、．．．それを敵に勝ちて強を益すと謂う」と述べ、無傷で鹵獲して我が

装備に加え戦力を強化することも重要だと述べている。

(3) 第1篇(始計篇)の『詭道』では14の詭道の第1番目に、「能有るもこれを不能に示し(能ある鷹は爪隠す)」を挙げている。昨年からの中国の出方を航空戦という分野で分析して観れば、「**不能なるもこれを有能に示し**」を地で行っている様である。中国は経済発展に伴う経済力とこれを背景とした軍事力の拡大をバックに、正に詭道を進めてきているのである。中国軍は『張子の虎』でも結構対外的な影響力を持てるのかも知れない。

(3) 詭道14の中には、「能なるもこれを不能に示し」に次いで「用なるもこれに不用を示し」・「近くともこれを遠きに示し、遠くともこれを近きに示し」・「利にしてこれを誘い、乱にしてこれを取り」・「実にしてこれに備え、強にしてこれを避け」・「怒にしてこれを撓(ミダ)し、卑にしてこれを驕らせ、」・「佚にしてこれを勞し、親にしてこれを離す。」・「其の無備を攻め、其の不意に出ず。」と述べている。

現在は確かに「不能なるもこれを能に示し」という張子の虎を活かしているのかも知れないが、中国の政戦略は50年100年先に目標を置くことは珍しくない。核兵器大国の中国は、核戦略態勢を十分敷いて居る。共産党政権の独裁は様々な問題を孕みつつ国内国外に根本的な課題を突き付けてきているが、危機に際しては独裁だけに意思決定は速いだろう。

5. おわりに

(1) 超限戦の戦いへ備えよ

中国は2000年に現代戦における戦いに関し『超限戦』を発表した。これによれば、軍事・超軍事・非軍事の24に及分分野での戦いを総合した戦争を想定している。これは米軍における「全次元作戦」に通じるものである。即ち、

- ア. 軍事面では核戦争・通常戦・生物化学戦・宇宙戦・電子戦・ゲリラ戦・テロ戦を挙げている。発表の翌年には9. 11が生起し、正にテロ戦争の始まりと成った。
- イ. 超軍事分野では外交戦・インターネット戦・情報戦・心理戦・技術戦・密輸戦・麻薬戦・模擬選(威嚇戦)を挙げている。心理戦は正に中国軍の掲げている三戦の一部である。
- ウ. 非軍事分野では、金融戦・貿易戦・資源戦・経済制裁戦・法規戦・制裁戦・メディア(輿論)戦・イデオロギー線を掲げているが、正に法戦・輿論戦は心理戦と共に三戦の一角である。最近では歴史戦と言う用語も用いられているが非軍事分野における手段の一つであろう。

(2)政治家達に強く望むこと

尖閣諸島に対する中国の対応は、我が民主党政権を機に大きく変化したと言える。我が領海に公船が定期的に且つ頻繁に侵入を繰り返すようになった。これに対して我が海上保安庁はその都度退去勧告を繰り返すが強制退去は出来ない。領土問題に関して我が国は一貫して「存在しない」と言う姿勢であるが、中国は「必要な場合には我が領海・領土に入ることは出来るのだ」と言う姿勢に変わりつつある。つまり、中国は一步踏み込んできたのであり、戦略的な勝利を収めつつある。これも軍事力やこれを支える経済力を背景にした戦略的な勝利を意味し、「**不能なるもこれを能に示し**」、例え張子の虎でもあってもこれを用いて『戦わずして勝つ』目的を着々と実現しつつあるのである。更に2025年は中国軍にとっては大きな目標となる時期である。その時には張子の虎は成長して国産空母数隻を備えた『息を吹き返した虎』と成って我が国及び周辺諸国へ吠え出すかもしれない。軍事分野だけでなく、超限戦の戦いを仕掛けて来るであろう事は十分予想できる。一刻も早く法的な体制を整え、現場に危機管理の責任を強いる様な現状を打破して頂きたい。

これまでも、これからも、第一線では海に空に陸に持てる力を最大限に発揮しながら諸制約を何とか克服しながら懸命になって国益の護りにについている人達が居ることを忘れることなく、又中国の戦略的勝利が着実に進められている事を特に政治家達は忘れては成らない。

(2)広く国民に望むこと

今年のノーベル平和賞候補に「憲法9条」が報じられた。わが国民の一部である或る団体がこれを申請して候補に上がったと言うものである。「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して我が国の安全と生存を保持しよう」と決意した。……。」と我が国憲法の前文は述べているが、決意しようともこれを情勢に合わせた施策を行わなければ決して国の安全や生存は維持できないのが『国際政治の常識』である。現在の日本国憲法は明らかに国情や実情に合わない。各国は実情に合わなくなれば憲法もどんどんと改正しているが、それが普通であろう。又、戦後の我が国は、憲法9条を楯にして、自国の平和を他国に委ね且つ国際紛争を他人事のように遠望してきたと言っても過言ではない。受け身で他者に依存して安全と生存を保持してきたという『消極的平和主義』を採ってきたが、やっと『積極的平和主義』と言う用語が日の目を見るように成ったことは一步前進であろう。他者依存の個人も団体も勿論国家も、他からは決して尊敬されないどころか軽蔑の対象になるだろう。『平和憲法で平和が得られるのなら、台風の日本上陸禁止も憲法に書いてもらえば安心して寝られる』（田中美智太郎氏/SK紙2014. 10. 19）。正に憲法9条にノーベル平和賞が与えられたならば日本国民は本当に嬉しいのだろうか。むしろ恥ずかしい事ではないだろうか？ 因みに、1945年のノーベル平和賞は、日本にとってはむしろ忌まわしいとも

思える『コーデル・ハル(ルーズベルト大統領下の元米国国務長官)』だと、或る友人から聞いたので調べてみたがその様だ。再度叫びたい『戦後の平和が維持できたのは日米安保体制であり、様々な制約下でも静かに着実に平和時の軍職に耐えた多くの自衛官であり、これを支えてくれた常識有る国民である。決して憲法9条ではない!』。終。